

学校給食費に ついてのQ & A

～保護者のみなさまへ～

令和7年4月

令和7年3月31日改定

給食費のことについて、わかりにくいことや、知っておい
ていただきたいことを、Q & Aにしてまとめました。



お問い合わせ先

東松島市教育委員会 東松島市学校給食センター

TEL 24-9409

FAX 87-3003

Mail kyusyoku@city.higashimatsushima.miyagi.jp

東松島市学校給食センター ホームページ



目 次

●制度にかかわること

1 給食費について

- Q 1－1 給食費は何に使われているのですか？ P. 5
- Q 1－2 なぜ給食費を払わなければならないのですか？
- Q 1－3 給食費の額はどうやって決めているのですか？
- Q 1－4 1食当たりの単価はいくらですか？
- Q 1－5 年間給食予定回数とは何ですか？
- Q 1－6 わたしがいくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

2 給食費の調整について

- Q 2－1 給食費の調整とはなんですか？ P. 6
- Q 2－2 なぜ調整が必要なのですか？
- Q 2－3 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえるのですか？
- Q 2－4 どのような場合に調整してもらえますか？

3 学校徴収金について

- Q 3－1 学校徴収金とはなんですか？
- Q 3－2 学校徴収金も市に支払うことになるのですか？

4 給食費の支払いについて

- Q 4－1 給食費の支払い方法は、どのようになりますか？ P. 7
- Q 4－2 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？
- Q 4－3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？
- Q 4－4 口座振替にするには、どのような手続きが必要ですか？
- Q 4－5 口座振替日はいつですか？
- Q 4－6 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？ . . . P. 8
- Q 4－7 督促状についている納付書はコンビニで使えますか？
- Q 4－8 うっかり納期限を過ぎてしまいました。納付書は使えますか？
- Q 4－9 残高があるのに給食費の口座振替がされませんでした。なぜですか？
- Q 4－10 学校や給食センターに直接給食費のお金を持って行ってもいいですか？

5 口座振替に使用する口座について

- Q 5－1 登録する口座はどこの融機関でも大丈夫ですか？
- Q 5－2 登録する口座は保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか。
- Q 5－3 学校徴収金の引き落とし口座と違う口座を登録しても大丈夫ですか？ . P. 9
- Q 5－4 学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？
- Q 5－5 きょうだいが小学校と中学校にいますが全員を同じ口座で登録しても大丈夫ですか？
- Q 5－6 現在登録している口座を変更したいのですが、どうしたらいいですか？

6 給食費の納付相談について

Q 6-1 経済的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

Q 6-2 家族が入院したため予定外の出費があり、一時的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

7 就学援助について

Q 7-1 就学援助とはなんですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10

Q 7-2 就学援助が認定されるまでは、給食費は支払わなければなりませんか？

Q 7-3 就学援助に認定された場合、給食費の支払いはどのようになりますか？

8 生活保護費受給世帯の給食費の支払いについて

Q 8-1 生活保護費を受給していますが、給食費の支払いはどうなりますか？

9 給食費の滞納について

Q 9-1 給食費を滞納している家庭には、どのような取り組みをしますか？

Q 9-2 児童手当からの充当とはなんですか？・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 11

Q 9-3 それでも給食費を滞納している場合はどうなりますか？

●手続きにかかわること

10 給食費に関する手続き（必要書類）について

Q 10-1 いつ、どのような手続きが必要ですか？

11 学校給食提供申込書について

Q 11-1 学校給食提供申込書は、どこに提出すればいいですか？

Q 11-2 子どもに食物アレルギーがあります。学校給食提供申込書にどのように書けばいいですか？

12 口座振替依頼書について

Q 12-1 口座振替依頼書は、どこに行けばもらえますか？・・・・・・・・ P. 12

Q 12-2 口座振替依頼書は、どこに提出すればいいですか？

Q 12-3 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

Q 12-4 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

13 学校給食変更届について

Q 13-1 学校給食変更届は、どのようなときに提出する必要がありますか？

Q 13-2 学校給食変更届を提出するときに気をつけることはありますか？・ P. 13

Q 13-3 学校を長期欠席するため、学校給食変更届を出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？

14 その他手続きについて

Q 14-1 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

Q 14-2 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は私立を受験予定です。何か手続きは必要ですか？

Q 14-3 学校給食提供申込書などの書類を書き間違えた場合は、どうすればいいで

すか？

Q 1 4 - 4 東松島市立保育所に入所予定です。口座振替依頼書には保育料と給食費の両方○をしても大丈夫ですか？

Q 1 4 - 5 放課後児童クラブに入所予定です。口座振替依頼書には放課後児童クラブ利用負担金と給食費の両方○をしても大丈夫ですか？

1 給食費について

Q 1-1 給食費は何に使われているのですか？

A 1-1 給食に使う食材を買うことに使っています。給食を作るために必要な人件費や光熱水費、施設の修理費などは市が負担しています。なお、学校給食法という法律では、給食に必要な食材費や光熱水費は保護者の皆さまに負担していただくという規定がありますが、東松島市では、光熱水費は市が負担しており、保護者の皆さまには食材費のみを負担していただいています。

Q 1-2 なぜ給食費を払わなければならないのですか？

A 1-2 給食費をお支払いいただけないと、食材を買うお金が不足することになり、必要な食材が買えなくなるなど、学校給食運営が難しくなります。ご理解とご協力をお願いします。

Q 1-3 給食費の額はどうやって決めているのですか？

A 1-3 それぞれの学校の各学年で1年間に給食を実施する日数を設定して、1食当たりの単価をかけて年間の給食費を計算しています。年間給食費を12で割った額（100円未満の端数があれば、端数を切り捨て3月分に含めます。）を6月から3月まで毎月お支払いいただくこととなります。

※）関連：Q 1-4 1食当たりの単価はいくらですか？（P. 5）

Q 1-4 1食当たりの単価はいくらですか？

A 1-4 令和7年度は、次のとおりです。改定することがあれば、事前に保護者の皆さまへお知らせします。

学校区分	完全給食	食事のみ	飲用牛乳のみ
小学校	118 円	44 円	74 円
中学校	140 円	66 円	74 円

Q 1-5 年間給食予定回数とは何ですか？

A 1-5 給食費の額を計算するため、それぞれの学校の学年ごとに1年間の給食の実施回数を仮に決めた回数のことです。

※）関連：Q 2-2 なぜ調整が必要なのですか？（P. 6）

Q 1-6 わたしがいくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

A 1-6 毎年6月の中旬に、お子さま1人ずつの「学校給食費納入額決定通知書」を保護者の方に郵送する予定です。お支払いいただく1年間の給食費の額や納期限（口座振替日）などが書いてありますので、確認をお願いします。なお、「学校給食変更届」が提出された場合等により、支払いいただく給食費の額に変更がありましたら、「学校給食費変更通知書」によりお知らせします。

2 給食費の調整について

Q 2-1 給食費の調整とはなんですか？

A 2-1 原則毎年4月末に、1年間お支払いいただいた給食費と実際に学校で給食を実施した回数とを比べて、給食を実施した回数が多かった場合は、給食費を追加でお支払いいただき、少なかった場合はお支払いいただいた給食費をお返すことです。

Q 2-2 なぜ調整が必要なのですか？

A 2-2 年間給食予定回数は、各学校で学年ごとに土・日・祝日や夏休みなどの長期休みを除いた学校開校日のうち、社会見学などの学校行事により、学校で給食を食べない日を除いた学校給食の実施回数を仮に定めたものです。しかし実際には、諸事情により行事日数などが予定より多い場合も少ない場合もありますので、調整をさせていただきます。

Q 2-3 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえるのですか？

A 2-3 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、調整の対象にはなりません。ただし、連続して学校を休む日が5日以上（学校休業日を除きます。）の場合は、「学校給食変更届」を学校に提出することで、提出日の翌日から起算して3日（休日を除く。）を経過する日から学校給食の提供を再開した日の前日までの給食費を減じ、支払いいただく給食費の額に変更がありましたら、「学校給食費変更通知書」によりお知らせします。

※1)「学校給食変更届」についての注意事項など、詳しくは「13 学校給食変更届について」(P. 13)をご覧ください。

Q 2-4 どのような場合に調整してもらえますか？

A 2-4 次のとおりです。

- ① 学校からの行事予定報告により教育委員会に事前に報告があったもの。
- ② 感染防止対策、気象警報発令などにより学校が臨時休校などとなった場合。
- ③ 災害等により給食の提供ができなかった場合。

3 学校徴収金について

Q 3-1 学校徴収金とはなんですか？

A 3-1 学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校行事費などの学校に直接お支払いいただく費用のことです。

Q 3-2 学校徴収金も市に支払うことになるのですか？

A 3-2 なりません。学校徴収金は、学校ごとに種類や集める時期、額などが違うため、学校からのお知らせに基づいて、学校で集金を行います。

4 給食費の支払いについて

Q 4－1 給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A 4－1 保護者の方の金融機関口座からの口座振替（自動引き落とし）をお願いしています。口座振替手続きが終わっていない方は、市からお送りする納付書を利用してお支払いいただきます。

Q 4－2 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？

A 4－2 払い忘れを防ぐためや支払いのお手間を省くため、原則口座振替にご協力をお願いします。

Q 4－3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A 4－3 給食費の口座振替手数料は市が負担しますので、保護者の皆さまにはかかりません。なお、学校徴収金の引き落としには手数料がかかります。

Q 4－4 口座振替にするには、どのような手続きが必要ですか？

A 4－4 「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、押印のうえ、振替を希望する金融機関の窓口へ提出してください。このとき、金融機関届出印と通帳をお持ちください。

※口座振替依頼書について、詳しくは「12 口座振替依頼書について」（P. 12）をご覧ください。

※関連：Q 5－1 登録する口座はどこの金融機関でも大丈夫ですか？（P. 8）

Q 4－5 口座振替日はいつですか？

A 4－5 給食費の納期限は年間10回です。納期限の日には口座から引き落とされます。

期 別	納 期 限	内 訳
第1期	6月30日	4・5月分
第2期	7月31日	6月分
第3期	8月31日	7月分
第4期	9月30日	8月分
第5期	10月31日	9月分
第6期	11月30日	10月分
第7期	1月4日	11月分
第8期	1月31日	12月分
第9期	2月28日（うるう年は、同月29日）	1月分
第10期	3月31日	2月・3月分

口座振替日が土・日・祝日の場合は、その次の平日になります。詳しくは「学校

給食費納入額決定通知書」をご覧ください。

※) 関連：Q 1－6 わたしがいくら払えばいいのか、お知らせはありますか？
(P. 5)

Q 4－6 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A 4－6 再振替はありません。市から督促状（圧着はがきタイプのもの）をお送りしますので、督促状についている納付書を利用してお支払いください。

Q 4－7 督促状についている納付書はコンビニで使えますか？

A 4－7 使えません。市役所会計課、七十七銀行、石巻信用金庫、石巻商工信用組合、いしのまき農業協同組、東日本信用漁業協同組合連合会（宮城県漁業協同組合）それぞれの窓口で納付をお願いします。

Q 4－8 うっかり納期限を過ぎてしまいました。納付書は使えますか？

A 4－8 使えます。お早めに金融機関でお支払いください。

Q 4－9 残高があるのに給食費の口座振替がされませんでした。なぜですか？

A 4－9 就学援助が認定された可能性があります。就学援助に認定されますと、認定された月以降の給食費は、就学援助費から充当させていただくため、口座振替を停止します。口座振替されなかった理由について、詳しくは学校給食センターへお問い合わせください。

※) 詳しくは「7 就学援助について」(P. 10)をご覧ください。

Q 4－10 学校や給食センターに直接給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A 4－10 学校や給食センターでは給食費のお預かりはいたしません。申し訳ありませんが、納付書をなくされた場合は再度納付書をお送りしますので、金融機関窓口でお支払いください。

5 口座振替に使用する口座について

Q 5－1 登録する口座はどこ金融機関でも大丈夫ですか？

A 5－1 七十七銀行、石巻信用金庫、石巻商工信用組合、いしのまき農業協同組、東日本信用漁業協同組合連合会（旧宮城県漁業協同組合）、ゆうちょ銀行の本支店で登録可能です。

Q 5－2 登録する口座は保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A 5－2 大丈夫です。この場合は、口座振替依頼書の「納入義務者」の欄に保護者の方のお名前を記入し、「口座名義人」の欄に口座名義人のお名前と金融機関届出印を記入・押印してください。

Q 5－3 学校徴収金の引き落とし口座と違う口座を登録しても大丈夫ですか？

A 5－3 大丈夫です。

Q 5－4 学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A 5－4 大丈夫です。残高不足にならないようにご注意ください。

※) 関連：Q 4－6 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？（P. 8）

Q 5－5 きょうだいが小学校と中学校にいますが全員を同じ口座で登録しても大丈夫ですか？

A 5－5 大丈夫です。振替（引き落とし）の日は小学校・中学校ともに同じ日ですので、残高不足にならないようにご注意ください。

※) 関連：Q 4－6 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？（P. 8）

Q 5－6 現在登録している口座を変更したいのですが、どうしたらいいですか？

A 5－6 「口座振替依頼書」を変更したい金融機関窓口に提出してください。変更前の口座については、特に手続をしていただかなくても問題ありません。

※口座振替依頼書について、詳しくは「12 口座振替依頼書について」（P. 12）をご覧ください。

※関連：Q 4－4 口座振替するには、どのような手続きが必要ですか？（P. 7）

6 給食費の納付相談について

Q 6－1 経済的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A 6－1 児童扶養手当を受給している場合などは、申請により就学援助の認定を受けられる場合があります。東松島市では就学援助認定を受けた場合、給食費や学校徴収金を市から援助する制度です。お子さんが通う学校、または教育委員教育総務課にご相談ください。

※) 就学援助について、詳しくは「7 就学援助について」（P. 10）をご覧ください。

Q 6－2 家族が入院したため予定外の出費があり、一時的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A 6－2 場合によっては給食費のお支払い期限を延ばすことや分納することができます。お早めに学校給食センター（表紙のお問い合わせ先）にご相談ください。

7 就学援助について

Q 7-1 就学援助とはなんですか？

A 7-1 小・中学校に通う市内在住のお子さまの保護者の方に対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、その費用の一部を審査のうえ扶助する制度です。詳しくは教育委員会教育総務課までお問い合わせください。

Q 7-2 就学援助が認定されるまでは、給食費は支払わなければなりませんか？

A 7-2 そのとおりです。ご理解とご協力をお願いします。なお、認定されれば、すでにお支払いいただいた給食費は、保護者の方にお返しします。

Q 7-3 就学援助に認定された場合、給食費の支払いはどのようになりますか？

A 7-3 就学援助費は、市から保護者の方にお支払いすることが原則ですが、給食費分の就学援助費については、市（教育総務課）から市（学校給食センター）に直接支払う（充当する）こととなりますので、口座振替は行いません。イメージは次のとおりです。

	認定前	認定後	就学援助費（給食費）の支払い
給食費のお支払い状況	支払っている	支払い不要	認定前に支払った額を保護者へ給食費として返金
	支払っていない※	支払い不要	保護者への支払いはなし

※）認定されるまでは給食費をお支払いいただく必要があります（Q 7-2）。
万が一お支払いがされていない場合のことを示しています。

8 生活保護費受給世帯の給食費の支払いについて

Q 8-1 生活保護費を受給していますが、給食費の支払いはどうなりますか？

A 8-1 生活保護費（東松島市では、保健福祉部福祉課が担当しています。）は、市から保護者の方にお支払いすることが原則ですが、保護者の方の同意の元、口座振替せずに、市（福祉課）が市（学校給食センターへ）に代理で直接生活保護費から納付書で支払うこととしております。詳しくは、福祉課にお問い合わせください。

9 給食費の滞納について

Q 9-1 給食費を滞納している家庭には、どのような取り組みをしますか？

A 9-1 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いしていきます。自主的な納付が難しい場合には、児童手当からの充当を行うように努めていきます。

※関連：Q 9-2 児童手当からの充当とはなんですか？（P. 11）

Q 9-2 児童手当からの充当とはなんですか？

A 9-2 児童手当（東松島市では、保健福祉部子育て支援課が担当しています。）は、

市から保護者の方にお支払いするものですが、未納の給食費がある場合は、保護者の方からの申し出があれば、滞納している給食費分の額を、市（子育て支援課）から市（学校給食センター）に直接児童手当から引き去って支払うことができ、これを児童手当の充当といいます。

Q 9-3 それでも給食費を滞納している場合はどうなりますか？

A 9-3 児童手当からの充当などに同意がいただけない場合や、市からの連絡に応じていただけない場合には、東松島市債権管理条例に基づき、裁判所への法的措置を含めて、厳正な対処をさせていただきます。

10 給食費に関する手続き（必要書類）について

Q 10-1 いつ、どのような手続きが必要ですか？

A 10-1 手続きが必要な時期、必要書類について、主なものは次のとおりです。詳しくは学校給食センターまたは学校へお問い合わせください。また、必要書類については学校にあるほか、東松島市（学校給食センター）のホームページにも掲載していますので、印刷してご利用ください。ホームページには記入例も掲載しています。

時 期	必 要 書 類
東松島市立小学校に入学するとき	学校給提供食申込書（様式第1号（その1）） 東松島市預金口座振替依頼書
東松島市立学校以外から東松島市立学校（小・中）へ転入するとき	学校給提供食申込書（様式第1号（その1）） 東松島市預金口座振替依頼書
連続して5日（学校休業日を除く）以上欠席するとき	学校給食変更届（様式第2号（その1））
食物アレルギー等により、給食の区分を変更するとき	学校給食変更届（様式第2号（その1））
東松島市立学校以外へ転校するとき	学校給食変更届（様式第2号（その1））

11 学校給食提供申込書について

Q 11-1 学校給食提供申込書は、どこに提出すればいいですか？

A 11-1 入学（転入）予定先の学校へ提出してください。なお、東松島市立小学校から東松島市立中学校に進学する場合は、提出の必要はありません。

Q 11-2 子どもに食物アレルギーがあります。学校給食提供申込書にどのように書けばいいですか？

A 11-2 給食の対応方法によって次のようにしてください。

対応方法	記入の仕方
年間を通して飲用牛乳を飲まない（食事は食べる）。	「1. 食事のみ（牛乳なし）」を選んでください。
年間を通して給食を食べない（牛乳も食事もしない）。	学校給食提供申込書の提出は必要ありません。
年間を通して食事を食べない（牛乳は飲む）。	「2. 牛乳のみ（食事なし）」を選んでください。
献立によって除去対応する必要がある	特に記入は必要ありません（給食費は完全給食扱いとなります）。

※）関連：Q 1－3 給食費の額は、どうやって決めているのですか？（P. 5）、
Q 1－4 1食当たりの単価はいくらですか？（P. 5）

1 2 口座振替依頼書について

Q 1 2－1 口座振替依頼書は、どこに行けばもらえますか？

A 1 2－1 学校給食センター、教育総務課、金融機関窓口にあります。

Q 1 2－2 口座振替依頼書は、どこに提出すればいいですか？

A 1 2－2 振替を希望する金融機関の窓口へ提出してください。このとき、金融機関届出印と通帳をお持ちください。

※）関連：Q 5－1 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？
（P. 8）

Q 1 2－3 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A 1 2－3 毎月10日までお申し込みいただければ、翌月の月末納期から口座振替できます。

Q 1 2－4 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

A 1 2－4 6月中旬に、市から第1期分の納付書をお送りしますので、納付書に書いてある期限までに金融機関窓口でお支払いください。なお、速やかに口座振替依頼書を金融機関窓口にご提出ください。

※）関連：Q 5－1 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？
（P. 8）

※）関連：Q 1 2－2 口座振替依頼書は、どこに提出すればいいですか？
（P. 12）

1 3 学校給食変更届について

Q 1 3－1 学校給食変更届は、どのようなときに提出する必要がありますか？

A 1 3－1 主に次の4つの場合です。

- ①長期間（学校休業日を除いて連続して5日以上）学校を休むとき。
- ②アレルギーが治った、アレルギーになったなどの原因により、給食の内容を変更するとき。
- ③学校給食提供申込書に記入した保護者と異なる方が学校給食費を負担することとなったとき。
- ④東松島市立学校以外の学校に転校するとき。

※）関連：Q 2－4 どのような場合に調整してもらえますか？（P. 6）

Q 1 3－2 学校給食変更届を提出するときに気をつけることはありますか？

A 1 3－2 給食内容を変更、または停止する日の3日前までに学校へ提出してください。3日前までに学校に提出していただければ、変更の内容や停止日数に応じて給食費の調整を行います。

※）給食費の調整について、詳しくは「2 給食費の調整について」（P. 6）をご覧ください。

Q 1 3－3 学校を長期欠席するため、学校給食変更届を出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？

A 1 3－3 改めて学校給食変更届を提出していただくことになります。ただし、この場合でも、学校に届け出ていただいた日から3日後からの給食再開となりますので、もしそれまでに登校することがあればお弁当をご用意いただくことになります。ご理解とご協力をお願いします。

1 4 その他手続きについて

Q 1 4－1 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

A 1 4－1 内容に変更がない限り、再度の手続きは必要ありません。

Q 1 4－2 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は私立を受験予定です。何か手続は必要ですか？

A 1 4－2 私立の中学校に通われることとなった場合は、学校給食変更届を提出してください。

Q 1 4－3 学校給食提供申込書などの書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？

A 1 4－3 学校に予備がありますので、お申し出ください。また、口座振替依頼書以外は、東松島市（給食センター）のホームページにも掲載しています。

Q 1 4－4 東松島市立保育所に入所予定です。口座振替依頼書には保育料と給食費の両方〇をしても大丈夫ですか？

A 1 4 - 4 大丈夫です。

Q 1 4 - 5 放課後児童クラブに入所予定です。口座振替依頼書には放課後児童クラブ利用負担金と給食費の両方○をしても大丈夫ですか？

A 1 4 - 5 大丈夫です。

このQ & Aは、令和7年3月時点の内容で作成しています。
手続方法や期日、額等はその後の規則改正などにより
変更となる場合があります。

最新の情報は、学校給食センターまでお問い合わせ
いただくか、東松島市（学校給食センター）の
ホームページに掲載していますのでご確認ください。

